令和6年11月相模原市教育委員会臨時会

- 時 令和6年11月29日(金)午後5時30分から午後5時42分まで \bigcirc \exists
- ○場 所 相模原市役所第2別館5階 教育委員会室
- \bigcirc \exists 程
- 1. 開 会
- 2. 会議録署名者の決定
- 3. 議事

日程第 1 (議案第48号) 相模原市教育委員会の会計年度任用短時間勤務職員の給 与及び費用弁償に関する規則等の一部を改正する規則に ついて (教育局)

○出席者(4名)

鈴木英之 教 育 長

教育長職務代理者 小泉和義

委 員 平岩夏木

員 白 石 卓 之

○欠席者(2名)

委 員 岩 田 美 香

委 員 宇田川 久美子

○説明のために出席した者

有 本 秀 美 学校給食,規模適正化 教 育 局 長 河 崎 利 之 担 当 部 長

学校教育部長 上 勝 生涯学習部長 農 也 鈴 木 秀太郎

教育局参事 沖 本 健 教育総務室総括副主幹 的場秀剛

(総務企画班) 兼教育総務室長

教育総務室総括副主幹 角田直樹 (人事給与班)

○事務局職員出席者

教育総務室主査 栗 原 明 伸 _____

□開 会

◎鈴木教育長 ただいまから、令和6年相模原市教育委員会11月臨時会を開会いたします。 本日の出席は4名で定足数に達しております。

なお、本日、岩田委員、宇田川委員より欠席の届出がありましたのでご報告いたします。 本日の会議録署名につきましては、小泉委員と白石委員を指名いたします。

□相模原市教育委員会の会計年度任用短時間勤務職員の給与及び費用弁償に関する規則等の 一部を改正する規則について

◎鈴木教育長 それでは日程に入ります。

日程1、議案第48号、「相模原市教育委員会の会計年度任用短時間勤務職員の給与及び費用弁償に関する規則等の一部を改正する規則について」を議題とします。

事務局より説明をいたします。

〇沖本教育総務室長 議案第48号について、ご説明申し上げます。

内容につきましては、別添の関係資料1をご覧ください。

1の規則改正の趣旨でございますが、今回の改正は2点ございまして、1点目が、本年 10月の人事委員会勧告を踏まえ、一般職の給与に関する条例に規定する給料表、いわゆ る常勤職員の給料表の改正に伴い、会計年度任用短時間勤務職員の月額報酬一覧表の改定 を行うものです。

2点目が、市の公契約条例に規定する労働報酬下限額の改定に伴い、この下限額を考慮 して設定している初任給基準表の号給を改定するものです。

2の改正の内容ですが、(1)月額報酬一覧表等の改定につきましては、対象の職は、 月額報酬一覧表の全ての職及び非常勤講師でございます。なお、非常勤講師につきまして は、日額報酬でございます。

(2) 初任給基準表の改定につきましては、初任給基準表の号級を令和7年4月からの 労働基準額である1,230円と同額か上回る額の号給に改定するものでございます。改 定する職は初任給基準表の全ての職、過去の任用経験を有する者の号給は、過去の任用期 間に応じた号給の号数の規定の適用について、附則で定めるものでございます。

3の施行期日につきましては、初任給基準表の号給及び非常勤講師の日額報酬一覧表に

係る規定は令和7年1月1日から施行し、月額報酬一覧表に係る規定は、令和6年4月1日に遡って適用するものです。

なお、関係資料 2 につきましては、それぞれの職の具体的な額についてお示ししております。

以上で議案第48号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

- ◎鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。
- ◎白石委員 会計年度短時間勤務職員の報酬の改定ということですが、改定率はどれくらいでしょうか。
- 〇沖本教育総務室長 常勤職員の割合は、行政職給料表(I)でいうと3.05パーセントとなっております。会計年度短時間勤務職員もそれに合わせて改定しております。
- ◎白石委員 関係資料の5ページにある、青少年街頭指導員とはどのような人のことでしょうか。
- ○角田教育総務室総括副主幹 青少年街頭指導員についてですが、週3日、1日6時間勤務で各地区の見守り活動に従事する方となっておりまして、青少年に対する街頭指導に関することや、民生委員等との連携・助言・指導に関することなどを行っています。現在、2名配置しております。
- ◎白石委員 任期付き短時間勤務職員の報酬額は改定されるのか。
- ○沖本教育総務室長 任期付き短時間勤務職員についても改定がされております。改定率としましては、常勤職員と同様に3.05パーセントとなっております。
- **○角田教育総務室総括副主幹** 任期付き短時間勤務職員に関しては、相模原市一般職の給与 に関する条例の中で規定されております。今回の規則改正とは別ですが、改定されます。
- ②小泉教育長職務代理者 実際、改定後の給料の支給はいつからなのでしょうか。
- ○角田教育総務室総括副主幹 月額報酬者と日額報酬者に分かれておりまして、月額報酬者については12月の支給日から、日額報酬者については1月から改定されますので、2月の支給日から金額が改定されます。
- ◎白石委員 月額報酬者に係る規定については、施行期日が令和6年4月1日から適用となっておりますが、遡って報酬の差額分がもらえるということでよろしいでしょうか。
- ○角田教育総務室総括副主幹 常勤職員と同様に、令和6年4月1日に遡って報酬の改定を

行いますので、12月に差額という形で支給する予定です。

◎鈴木教育長 よろしいでしょうか。

これより採決を行います。

議案第48号、「相模原市教育委員会の会計年度任用短時間勤務職員の給与及び費用弁 償に関する規則等の一部を改正する規則について」を原案どおり決するにご異議ございま せんか。

(「異議なし」の声あり)

◎鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第48号は可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、臨時会を閉会いたします。

□閉 会

午後5時42分 閉会